

## 『メッセナゴヤ2019』小間装飾 仕様書

### 1. 展示会概要

名 称： メッセナゴヤ2019  
主 催： メッセナゴヤ実行委員会  
(構成団体：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所)  
会 期： 2019年11月6日(水)～11月9日(土)  
会 場： ポートメッセなごや  
(〒455-0848  
名古屋市港区金城ふ頭2丁目2)  
URL： <https://www.messenagoya.jp/>

### 2. 委託内容

- (1) 上記展示会の「鳥取県ブース」小間装飾デザイン、小間レイアウト、設営・施工、小間装飾の撤去・廃棄
- (2) 小間装飾に関する出展企業・展示会主催者・当財団間の総合窓口及び連絡調整等の業務

### 3. 委託内容の対象小間数

小間数 : 6小間  
ブース面積 : 54.0m<sup>2</sup> (縦6.0m × 横9.0m)  
ブース形状 : 9月2日に決定予定

### 4. 参加企業数

6社

### 5. 委託金額

予算額 : 1,700,000円(税別)

【小間装飾の条件等】

(1) 装飾に関して

項目	数量	備考
コンセプト		鳥取県ブースであることが会場内で容易にわかり、有望顧客を獲得しやすいブースとする。
設計デザインの規格		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6小間（縦6.0m×横9.0m＝54.0㎡）</li> <li>・ 装飾物の高さは、3.6m以上、4.5m以下とする。セットバックは1m。なお、隣接小間が基礎小間 or 背抜き小間となった場合、高さ規定の違いにより、隣接小間との間仕切りの裏面が露出する可能性があることから、露出した裏面については必ず白無地パネル等で処理すること。（基礎小間 or 背抜き小間の高さ制限は2.7m）</li> <li>・ 会場の通路に対して、1/2以上の開口を確保すること。</li> <li>・ 動線に配慮し、出展企業が製品・技術をPRしやすく、来場者が効果的に回遊できるようにすること。</li> <li>・ 出展企業の各ブースに上部サインを設置し、出展企業各社の訴求内容が一目でわかるよう、「キャッチコピー」「製品写真」「企業名」をシンプルに表示すること。</li> <li>・ 会場内で360度方向から鳥取県ブースであることが分かること。（例えば、バルーンの活用等）</li> <li>・ 主催者発行の装飾規定および防災規則を遵守すること。</li> </ul>
展示スペース	一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブースを出展企業数分設置し、間仕切り等を設けず、導線を確保して見通しを良くすること。</li> <li>・ 展示台を出展企業の各ブースに設置すること。展示台は、ストック付きで、長さ1,400mm×幅700mm×高さ約900mmを目安とする。</li> <li>・ 出展企業各社にカウンター用の椅子を1個以上設置すること。</li> <li>・ 出展企業各社が必要とする設備等詳細については、別紙を参照。</li> </ul>
商談スペース	一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商談用に2人掛けの椅子とテーブル（対面式）を1セット以上準備すること。</li> </ul>

項目	数量	備考
ストックスペース	一式	・出展企業6社分の荷物を置くことができ、施錠が可能なストックスペースを設置すること。
事務局コーナー	一式	・事務局コーナーを必要最小限のスペースで通路面に接して配置すること。 ・A4の資料を置ける程度の受付カウンターと椅子、カタログスタンドを1組設置すること。
照明について	一式	・出展企業の要望に応じて、展示への照明追加に有料で対応が可能であること。
電気工事等	一式	・100Vの電源工事費（1次、2次）、電気使用料等の共通利用に係る費用で、出展企業各社で按分計算が困難なものは、全て装飾業者が負担すること。 ・出展企業各社で個別に発生する費用については、出展企業各社の負担とすること。
納品場所について		・納品場所は、会場の鳥取県ブース設置場所とすること。

(2) 運営及びその他について

項目	数量	備考
出展企業への支援		・出展企業の要望に応じて、製品の展示方法、パネル・ポスター作成等に有料で対応が可能であること。
搬入出時の荷物管理		・出展企業各社の荷物搬入時の受取管理をすること。 ・撤収時に、特定の宅配業者を利用する出展企業の荷物を集荷場所へ搬入すること。
台車の準備		・会期最終日に、出展企業6社がスムーズな撤収ができるよう十分な数の台車を確保すること。
人員配置について		・会期前日から撤収時まで、必ず装飾業者は常駐すること。また、審査会で提示した会期中の運営管理及び緊急時対応の体制を維持すること。

以上